# 平成29年度 第13回高山市教育委員会定例会議事録

- 1. 日 時 平成29年12月22日(金) 午前9時00分から
- 2. 場 所 高山市役所 行政委員会室
- 3. 出席者 委員会 中野谷教育長、針山委員、打江委員、野崎委員、長瀬委員、白田委員 事務局 西野教育総務課長、大森学校教育課長、中井文化財課長、瓜田学校給食セン ター所長、学校教育課 宮川、中井、都竹、教育総務課 直井

説明員 高原市民活動部長

- 4. 欠席者 委員会 欠席なし
- 5. 署名者 白田委員

午前9時00分開会

- ○中野谷教育長 本日の委員会は、出席者6名で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1 4条第3項の規定に基づき、定足数に達していますので、成立しております。 ただ今から、平成29年度第13回高山市教育委員会定例会を開会いたします。
- ○中野谷教育長 会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、「白田委員」を指名いたします。
- ○中野谷教育長 前回定例会の会議録について承認を行います。まず、前回定例会の会議録について「打江委員」お願いいたします。
- ○打江委員 前回の定例会会議録について、精査した結果、記載事項について適正に調製されておりましたので、署名したことをご報告いたします。
- ○中野谷教育長 ありがとうございました。それでは、前回定例会の会議録についてご承認いただけますでしょうか。

(異議なし)

- ○中野谷教育長 前回、定例会の会議録は、調製のとおり承認されました。
- ○中野谷教育長 次に、諸般の報告をさせていただきます。

(中野谷教育長報告)

○中野谷教育長 議事に入ります前に、教育委員会会議規則第15条の規定に基づき本日の議事日程の変更について協議させていただきます。

本日、私、教育長としての急な職務により会議を途中退席させていただきます。

つきましては、その際の会議進行を針山教育長職務代理者にお願いさせていただき、次のとおり議事日程の変更を協議させていただきます。変更後の順序としましては、 日程第1から4の後に日程第8を、その後に日程第5から7、最後に日程9の順に 変更したいと思いますがご異議ございませんか。

## (異議なし)

- ○中野谷教育長 ご異議なしと認めます。よって、本日の議事日程はただ今、説明のとおり変更することに決しました。
- ○中野谷教育長 それでは次に、日程第1、議第22号「平成29年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について」を議題といたしますが、当議題につきましては内容に個人に関する情報が含まれておりますので、法律第14条第7項ただし書の規定により、公開しないこととしたいと思います。

#### (異議なし)

○中野谷教育長 それでは、ただ今お諮りしました議第22号は、公開しないこととすることにご 異議ございませんか。

#### (異議なし)

- ○中野谷教育長 ご異議なしと認めます。よって、議第22号は、公開しないことに決しました。
- ○中野谷教育長 それでは、改めまして日程第1、議第22号「平成29年度要保護及び準要保護 児童生徒の認定について」を議題といたします。 事務局より説明願います。
- ○大森学校教育課長 〈資料に基づき説明〉非公開
- ○中野谷教育長 事務局の説明は終わりました。ご質疑等はございませんか。

### (非公開)

- ○中野谷教育長 ご質疑も尽きたようでありますから、以上で質疑等を終結いたします。
- ○中野谷教育長 それでは、ただ今議題となっております議第22号について、事務局説明のとおり決するにご異議ございませんか。

### (異議なし)

- ○中野谷教育長 ご異議なしと認めます。よって、議第22号について、事務局説明のとおり決しました。
- ○中野谷教育長 次に日程第2、議第23号「高山市教育委員会会議傍聴人規則の全部を改正する 規則について」を議題とします。 事務局より説明願います。
- ○西野教育総務課長<資料に基づき説明>
- ○中野谷教育長 事務局の説明は終わりました。ご質疑はございませんか。
- ○野崎委員 現在の規則は途中で改正もされていますが、事務局説明のとおり昭和25年に制定されたものと古く現状と合わない部分や例えば「えり巻きや外とう」など今の一般的な表現でない部分もありますので、改正することが適当だと思います。
- ○打江委員 第6条の写真撮影、録画、録音等について、記録された画像や録音内容は使用が 制限されますか。
- ○西野教育総務課長 会議室で行なう会議の撮影、録音等について規制するもので、教育長の許可を 得た場合に限り撮影、録音等を許可するものです。許可する際には、撮影等の目的 や使途などを確認したうえでその範囲内において利用を許可することとなります。
- ○長瀬委員 この会議は基本的に公開されており、議事の中で個人情報等が含まれる場合は会 議を非公開とする場合もありますが、その際の情報保護等はどのようになりますか。
- ○西野教育総務課長 この規則は、基本的に公開されている会議の傍聴について規定する内容となっています。そのため第7条では秘密会とする議決があった場合は、傍聴人は指示に 従い退場いただくことで情報を保護することとしています。
- ○針山委員 全般的に市議会の傍聴と比較した場合はどのようになっていますか。
- ○西野教育総務課長 規則改正を検討する際には、市議会の傍聴規則も参考といたしました。ただ、 市議会の規則も制定後やや時間が経過していますので、比較的新しい他市教育委員 会の規則なども参考にしています。
- ○針山委員 写真撮影や録音等についても同じような内容となっていますか。
- ○西野教育総務課長 市議会の規則では第8条で規定されており、ほぼ同内容となっています。

- ○中野谷教育長 ご質疑も尽きたようでありますから、以上で質疑を終結いたします。
- ○中野谷教育長 それでは、ただ今議題となっております議第23号について、事務局説明のとおり決するにご異議ございませんか。

(異議なし)

- ○中野谷教育長 ご異議なしと認めます。よって、議第23号について、事務局説明のとおり決しました。
- ○中野谷教育長 次に日程第3、議第24号「高山市教育長職務代理者の事務の一部を委任する規則について」を議題とします。 事務局より説明願います。
- ○西野教育総務課長<資料に基づき説明>
- ○中野谷教育長 事務局の説明は終わりました。ご質疑はございませんか。
- ○長瀬委員 教育委員会会議の採決の際に可否同数のときは教育長が決することとなりますけれども、教育長が不在で教育長職務代理者がその職務にあたる場合も同様ですか。
- ○西野教育総務課長 教育長に代わる教育長職務代理者の職務として、教育長と同様となります。
- ○針山委員 現在、私が職務代理者を努めさせていただいておりますが、教育委員会並びに教育長に関する教育事務の範囲は法律、規則等で規定されていますけれども、それぞれの役割や範囲は少し複雑となっています。このように教育事務の範囲を整理し規則を定めておくことで急を要する場合にも円滑に対処できると思います。
- ○中野谷教育長 ご質疑も尽きたようでありますから、以上で質疑を終結いたします。
- ○中野谷教育長 それでは、ただ今議題となっております議第24号について、事務局説明のとおり決するにご異議ございませんか。

(異議なし)

- ○中野谷教育長 ご異議なしと認めます。よって、議第24号について、事務局説明のとおり決しました。
- ○中野谷教育長 次に、日程第4、協議15「平成30年度予算要求について」を議題とします。 事務局より説明願います。

- ○西野教育総務課長<資料に基づき説明>
- ○中野谷教育長 教育事務に関する予算ではありませんが、関連がありますので市民活動部の予算 について説明願います。
- ○高原市民活動部長<資料に基づき説明>
- ○中野谷教育長 事務局の説明は終わりました。ご質疑はございませんか。
- ○針山委員 17ページ教育委員会「地域文化継承への支援」の欄が対前年比で2,000万円の減となっていますが、どのような理由ですか。
- ○中井文化財課長 今年度、ユネスコ無形文化遺産登録記念事業として屋台の総曳き揃えを行いましたが、来年度は事業がないためその事業費の減少によるものです。
- ○野崎委員 18ページ市民活動部「協働のまちづくりの推進」の中に、まちづくり協議会に よる地域の課題解決に向けた取り組みへの支援とありますが、地域によって様々な 課題があると思いますが課題事例を教えてください。また、公民館整備等が含まれ ているか教えてください。
- ○高原市民活動部長 共通する大きな課題事例として人材育成が挙げまれます。平成30年度では、 これまでの全体的な育成に加え、まちづくり協議会が実施する人材育成への講師派 遣などを検討しています。また、個々の協議会が有する課題もそれぞれですので、 個別の課題解決に向けた取り組みに対しては通常の支援金とは別の支援も検討して いるところです。

公民館整備については、まち協とは少し離れた部分となりますが、支所地域の地 区公民館は合併後40程度の公民館を市で所有していましたけれども、過去に補助 金を利用したもので制限等がないものは地域へ無償譲渡しており、現在は10余り となっています。高山地域にも幾つかの公民館施設がありますが、現在のところは 市の予算で運営しながら活用いただいているところです。

- ○野崎委員 課題解決に向けた取り組みの支援は、それぞれのまちづくり協議会のニーズにあ わせた活動に対する支援という理解でいいですか。
- ○高原市民活動部長 まちづくり協議会の支援金は一定の基準により算定し支援しているものですが、 その基準額を超えて更に事業を拡大したり挑戦したいという地域の取り組みに対し て、新たに支援をしようとするものです。
- ○野崎委員 児童、生徒の皆さんが学校で取り組む活動については、十分な予算が確保できな

い場合もあるようです。まちづくり協議会と協働して取り組める活動の場合は、ま ち協からの予算配分がいただけるような配慮をお願いします。

- ○高原市民活動部長 昨日の総合教育会議とも少し関連しますが、子ども達も地域の大切な一員であります。但し小中学校の予算をまちづくり協議会でカバーすることは少しルールが違うため出来ませんが、まちづくり協議会と協働して行う事業について支援することは可能と考えますので、ルールに沿って活用いただければと思います。
- ○針山委員 17ページ教育委員会「幼児教育、高等教育の充実」の中に、短期大学に対する 支援が含まれているようですね。昨年度、短期大学では役員報酬の支払いに関する 第三者委員会が設けられていますが、その調査結果が精査された内容となっていま すか。
- ○西野教育総務課長 高山短期大学の状況については、この会議でも報告させていただいたところですが、第三者委員会の報告書並びに大学事務局側の見直し内容が文部科学省に提出されており、その結果が本年度中に大学に伝わると聞いています。最終的はこれらを踏まえた県の動きなども確認したうえで教育委員会にも議事として提出し市の対応を検討することになると思います。現在は、このような状況ですので支援内容としては昨年度と同様としています。
- ○長瀬委員 昨日の総合教育会議の協議事項にもありましたが、教育大綱が策定され教育に関する注目も今まで以上に高まっており、各所において工夫された予算要求が行なわれていることに感謝します。市内部でも調整が必要な内容もあり事業の拡大や新規事業の創出には時間や労力を要すると思いますが、教育に対するニーズも高まっていると思いますので、再来年度に向けたダイナミックな予算編成に期待します。
- ○中野谷教育長 16ページ「教育の充実」の中の次期学習指導要領に向けた対応について補足説明をお願いします。
- ○大森学校教育課長<資料に基づき補足説明>
- ○針山委員 ICTの件ついて、まず全小校に電子黒板を各校1台ずつ配備するとの説明がありましたが、将来的に各校1台だけでは足らず全体では沢山の備品が必要になると思いますけれども計画的に配備される予定かお聞きします。
- ○大森学校教育課長 学校の情報化計画については、次期学習指導要領を踏まえて計画策定の準備を すすめているところです。電子黒板は小学校のみならず中学校にも各1台ずつ配備 したいと考えています。特別支援学級で活用しているタブレットについても、通常 学級のグループ学習で活用可能な台数は配備できればと思いますし、小学校ではプログラミング教育も始まりますので、それらの対応準備もしたいと考えています。

現在、岐阜大学の教授にも指導いただきながら計画原案を練っていますので、今後、教育委員会にも提出しご意見をいただきますようお願いします。

- ○針山委員 教育委員会も市民活動部も人づくり、いわゆる国づくりに関する予算であり、市 民のニーズも高いと思っています。毎年予算の獲得に努力いただいていますが、施 設整備などの大きな予算も含まれています。市全体予算に対する教育予算の比率や、 ハードとソフトの比率、他市との比較などもしながら引き続き予算獲得の努力をお 願いします。
- ○西野教育総務課長 平成30年度予算については、ハード、ソフトの対比まではしておりませんが、 これまでにも予算要求の際には全体計画を踏まえた中で他市状況の比較や必要予算 の積算資料を提示しながら市財政当局との折衝をしています。ご意見いただいたよ うに、今後も比較データを充実させながら予算獲得ができるよう努力してまいりま す。
- ○中野谷教育長 それでは、ただ今議題となっております協議15については、説明のとおり決するにご異議ございませんか。

(異議なし)

- ○中野谷教育長 ご異議なしと認めます。よって、協議15について、事務局説明のとおり決しま した。
- ○中野谷教育長 それでは次に日程第8、報告44「高山市の子どもの居場所づくりについて」を 事務局より報告願います。
- ○大森学校教育課長<資料に基づき説明>
- ○中野谷教育長 事務局の報告は終わりました。ご質疑等はございませんか。
- ○針山委員 質疑ではありませんが、発言いたします。子どもの居場所づくりについては教育大綱にも掲げられており、一人ひとりの子ども達の状況に応じた居場所づくりが必要だと思っています。昨年も居場所づくりの会議を行いましたが、発達障がい、引きこもり、不登校などが主に対応の必要な内容として各団体で取り組まれており、それぞれにノウハウもお持ちですが、市内部での繋がりがないことが課題の一つだと感じました。今年度の懇談会では教育委員会の担当からも相談を受けていて、岐阜大学の橋本教授をアドバイザーとしてお迎えする予定で、講師の先生の助言や各団体の意見交換をする中で、発達障がい、不登校など様々な状況について知識を深めたり理解したりしながらネットワークを広げ居場所づくりの対応につながればと考えています。

- ○打江委員 懇談会メンバーとして民生委員さんも子どもの居場所づくりに関係する場合があると思いますがその辺りはどうですか。
- ○大森学校教育課長 この懇談会の内容は案であり、その辺りも含めてご意見をいただければと思い 提出させていただいたものです。前回は広く声かけし多くの団体に出席いただいて いますが、民生委員さんを含めた場合に同様に他の委員さんはどうなのかとの考え もあり、あまり大所帯ですと身動きがとりにくくなる場合もありますので、調整が 必要と考えています。
- ○中野谷教育長 ご質疑も尽きたようでありますから、以上で質疑を終結いたします。 ここで会議を一旦、休憩します。

再開を午前10時40分からとします。

なお、私はここで退席させていただきますので、休憩後の進行を針山職務代理者 お願いいたします。

(中野谷教育長 退席)

(休憩 午前10時30分~午前10時40分)

- ○針山委員 教育長が退席しましたので、ここからの進行を努めさせていただきます。休憩を解いて会議を続行します。
- ○針山委員 次に日程第5、報告41「情報教育の推進について」を議題といたします。 事務局より説明願います。
- ○学校教育課都竹 <資料に基づき説明>
- ○針山委員 事務局の説明は終わりました。ご質疑はございませんか。
- ○長瀬委員 調査結果を踏まえて適切に対応していることを説明から確認しました。気になった点としては、22ページの調査結果のうち「家庭で情報モラルや携帯マナーの話を聞いている」の設問に対して小学校1年から3年の低学年での回答はゼロとなっているのに対して、「インターネットやゲーム機の掲示板に書き込んだことがある」の設問では高学年と変わらない高い数値となっており、家庭における指導の必要性を物語っていると感じました。従って高学年や中学生で行ってきた情報モラルの指導は一定の成果を上げていることから、今後は低学年への指導を強化して欲しいと思いました。
- ○学校教育課都竹 ご意見いただきました「家庭で情報モラルや携帯マナーの話を聞いている」の設 間については、低学年は高学年に比べ設問数が少なく、該当していないことから回

答がゼロとなっているものです。また、同時期に県から配付されたリーフレットにも低学年の数は含まれていませんでしたが、低学年の指導の必要性を感じたことから、21ページのリーフレットを独自に作成し低学年にも同じように啓発を行っているところです。今後も児童生徒、全体の指導に努めます。

### ○長瀬委員

設問の状況やリーフレットの配付状況について理解しましたが、逆に書き込みの数値が高学年と変わらないようであれば、低学年も高学年と同様に質問を設けたり、リーフレットを配付することを県に提言する必要があると感じます。

モラルについては小学校と中学校で指導方法に違いもありますが、先生から言われたから、或いは親から言われたからやらないのではなく、自分達で決めたルールが最も強い指導力があると思います。単に禁止するだけでなく子どもたち自らにインターネットやゲーム機の危険性について考えさせるような指導が望ましいと思います。

- ○大森学校教育課長 ご意見ありがとうございます。低学年の件については、飛騨教育事務所を通じて設問の必要性やリーフレット配付の必要性について県に提言していきたいと思います。諸般の報告であった中山中学校PTAの表彰はPTAと生徒会が対話をしながら自分達でルールを定め情報モラルを守っていく取り組みが評価されたものであり、市内の各校に子ども達が自らルールを定め自分達の生活を守っていく取り組みを広めていきたいと考えます。
- ○打江委員

インターネットなどは親や先生の見えないところで子どもが危険にさらされており恐怖を感じる部分です。また同時に、ネットに限らず子ども達が興味本位で行動しており危険に対する創造力が不足しているような気がしますので、そういった点の指導も必要だと思いました。

## ○野崎委員

子ども達の携帯電話に不適切な画像が送られてきて、次に人に転送するよう指示があったという話を聞いたことがあります。携帯電話には複数の連絡先が登録されていますしインターネットにも繋がっているので瞬時に拡散してしまいますが、子ども達は指示されたことの怖さがあり、拡散することの怖さまでは気が付いていなかったようです。このような危険な行為は具体的な事例を示しながら、実に身近にあり誰にも起こりうる問題であることを認識するよう指導が必要であると思います。

長瀬委員の発言された低学年の件については、平成28年度の結果と比べても著しく増加していますので、年齢を問わず問題が起きる前にしっかりとした対応が必要であると思いました。

### ○白田委員

今のお話を聞くと21ページのリーフレットでもゲームをして睡眠時間が不足するだけではなく、人を傷つけたり事件に巻き込まれる可能性があるなど重大な危険が潜んでいることを発信できるとよかったのでしょうか。

○大森学校教育課長 情報教育の考え方は20ページの中段辺りでもまとめていますが、ICTは今後さらに発展していきますし私達の生活を豊かに或いは便利にするものだと思います。一方で使い方を間違えると危険ということで、駄目だ駄目だと制限だけするものではなく、マナーやモラルを大切にしながら活用する必要があるという事を大事に指導しています。リーフレットについては、低学年のうちから正しい使い方を身につけるという部分で、まず自分自身を見直し規則正しい生活をするという点で睡眠不足ということを例示しています。今後は段階を経ながら、便利さや楽しさばかりでなく重大な危険が潜むことをしっかりと指導したいと思います。

○針山委員

これは学校や子どもだけの問題ではなく、携帯やゲーム機を与えている親の責任でもあると思います。子どもは好奇心旺盛で柔軟性もありますから、年齢によらず親が思いもよらないようなところまで携帯やゲーム機を使いこなし、知らず知らずのうちに危険に近づいていることがあります。これからの時代、ICTは拡大していきますし必要なことですが、子どもも親もしっかりと考えながら利用することが大切だと思います。

○長瀬委員

私の高校の現職時代の話をしますと、携帯を禁止している学校もありましたが、私としては近年は公衆電話も減少しており部活で帰宅が遅くなる子もいますので安全面等から必要であると考え許可する方向で取り扱っていました。但し、休み時間などにゲームするのは本末転倒な話であり、しっかりとルールを守るよう指導しており大きな問題はなかったと思っています。ICTは時代の流れであり、その点も意識して指導してきたつもりですし、情報化のような日進月歩で進化していくものには単に禁止するだけでは指導にならないと思います。今後それらを使う子ども達が便利さや危険を認識したいうえで自分達のルールを定め守ることにより、このことに限らず様々なことに応用されていくと思っています。より柔軟性のある小さな子どものうちに、そのような姿勢を身に付けることが有効だと思います。

○針山委員 ご質疑も尽きたようでありますから、以上で質疑を終結いたします。

○針山委員 それでは次に日程第6、報告42「眠育の取組状況について」を事務局より報告 願います。

- ○学校教育課宮川<資料に基づき説明>
- ○針山委員 事務局の報告は終わりました。ご質疑等はございませんか。
- ○野崎委員 各小中学校での講演やPTAへの周知お疲れ様でした。睡眠の大切さを子ども達が理解することと親御さんも子どもの将来と睡眠がつながっていることを認識することが大事だと思います。

多くの学校で調査をしていただいていますが調査をしている学校と、していない

学校があるようですね。課題などあれば聞かせてください。

- ○学校教育課宮川 既に睡眠を含めた生活調査を行っている学校もあり、この調査は各校の判断により実施しているため、全校が共通した調査票による調査は行っていませんが、この調査票を用いることで自分の睡眠状況が視覚化される利点等もPRし全校に広まるよう努めたいと思います。
- ○針山委員 ご質疑も尽きたようでありますから、以上で質疑を終結いたします。
- ○針山委員 それでは次に日程第7、報告43「教職員の多忙化解消に向けた取組状況について」を事務局より報告願います。
- ○大森学校教育課長<資料に基づき説明>
- ○針山委員 事務局の報告は終わりました。ご質疑等はございませんか。
- ○長瀬委員 学校が実施したことの中に、管理職が指導や相談を実施し勤務の効率化や早く帰宅することを指導・助言するとありますが、管理職は難しい立場にあると思います。早く帰るように言ってもやらなければならない仕事は沢山あるでしょうし、職員室で複数の職員が残業しているのに一人だけ終っても帰りにくい状況もあると思います。学校閉庁日の設置のように教育委員会が主導できると校長を含め学校としては動きやすいと思います。

次に部活動のスリム化については、顧問が部活動の指導管理に出られない場合であっても、校長委嘱の外部指導者、育成会代表の2名がいれば活動を行なうことを可能とするのはいいことだと思いますが、事故が起こった場合の責任の所在は手当てができるようになっていますか。

○大森学校教育課長 管理職が行う勤務時間の管理については、特に前月の残業時間が80時間を超 えている場合などは前日の残業内容等を確認することになっています。すぐに仕事 の全体量を減らすことは難しいですが、校長が声がけをし残業内容を再分配するこ とで、職員間の仕事量を平準化し一部の職員だけが負担することがないようにして います。

> 部活動については、全ての生徒がスポーツ安全保険に加入しており、このような 場面でも保険が適用されます。何か発生した場合の手順や特に頭部の怪我について は直ぐに医療機関の診察をうけるなどのルールに基づき対応することとしており、 外部指導者や保護者の方が善意で活動を見守っていただいた際に責任が及ぶことが ないようにしています。

○打江委員 企業においても労務管理については、今まで以上に細心の注意を払うよう心掛けているところです。ただ、やらなければいけない仕事は沢山あり、一方では法に基

づいた労務管理もしなければいけなく、工夫や改善をし効率化することにより生産性を高めていますが、学校現場においても同じような状況だと思います。 6月と9月の80時間以上の時間外勤務の状況では大幅に改善されているようですが、自宅での仕事が増えたようなことはありませんか。

- ○大森学校教育課長 重要書類等の学校外への持ち出しは禁じられていますので、そのようなことはありませんが、今のお話をお聞きしまして、学校間で多忙化解消のための工夫や改善について交流が必要だと強く感じております。今年度は東小学校を多忙化解消推進校に指定していますので、2月の校長会において取組状況や効果について交流することとしておりますし、教頭研修会においても同様に発表する予定です。それぞれの学校での取り組みを参考としながら改善に努めていきたいと考えています。
- ○打江委員 もう1点お願いします。今年度、行事の見直しを行い東小学校などで運動会を春 に実施していますが、このことについては何かありますか。
- ○大森学校教育課長 今年度は、東小学校と花里小学校において春に運動会を実施しており、その効 果として3点ほどございます。1点目は東小の特性として多くの保育園や幼稚園か ら児童が集まるため一体感を醸成するのに時間を要していましたが、6月に運動会 という明確な目標ができたことから東っ子として集団育成を行うことが出来ました。 2点目は花里小の場合で、これまで6年生のリーダーシップが確立されるのが秋の 運動会のシーズンでしたが、春に運動会を実施したことより例年の同時期と比べて 一回りも二回りも早く成長することができ、その後も最高学年として他の児童の見 本となることができました。3点目としては、運動会準備の時間短縮が図られまし た。例年は、6月頃に担当者より提案書が配付され、7月に結団式を行い秋の運動 会に向けての準備や練習がすすんでいきます。春開催の場合は実質的な時間も少な く、秋同様の完成度や質を求めることは難しいですが、春は集団技能の披露より集 団性の向上や学級の結団力の向上を目標とするため時間を短縮しつつも、この時期 としての十分な成果が得られていると考えます。また、これまでは1学期で行って いた教育課程を1学期で時間確保することが出来ないため、ゆとりが出来た2学期 で行ったということがあります。結果的にはその学年の教育課程は全て年度内で終 えるのですが、2学期で学習した場合は夏休みでの学び直しができないという点は 課題であると考えます。
- ○野崎委員 秋ですと台風の影響もあると思いますが、その辺りはどうですか。
- ○大森学校教育課長 6月ですと梅雨の影響も考えられますがデータ的なものは持ち合わせがありません。ただ秋の場合は、練習も含め残暑や台風などの影響があるのは確かです。課題としては、前期・後期制の実施を見据え運動会の開催時期を見直しているため、これまで行っていた家庭訪問や春の遠足を廃止するなどの選択を行っている学校もあります。

- ○針山委員 それぞれメリットやデメリットはあると思いますが、家庭訪問や春の遠足の廃止は前期・後期制を見据えて運動会を春に実施した結果でありやむを得ないことだとは思います。一方で遠足などの体験活動も重要だと感じていますが、前期・後期制を導入した場合はどのようになりますか。
- ○大森学校教育課長 前期・後期制になる場合は夏休み前に前期の成績は出ていませんので、生活改善を学習支援を趣旨とした家庭訪問が夏休み期間中、または保護者が希望する時期に行う学校もあると想定しています。遠足については、春と秋の両方で実施している学校自体が減っていますので、いずれかで遠足などの体験学習を実施することになると思います。
- ○針山委員 話を戻しまして多忙化解消についてですが、ある自治体では工夫や改善はしていますが実質的な授業数や時間が不足していることから夏休みの日数を減らしているところもあるようです。前期・後期制の導入は子どもと向き合う時間を確保するための一つの手段で複合的な対策も必要だと思いますがこの点はどうですか。
- ○大森学校教育課長 都市部の場合は残暑も厳しく8月末まで夏休みのところが多くありますが、高 山市の場合ですと夏でも比較的に涼しいため都市部より夏休みが短く、逆に冬休み が長くなっています。今より夏休みを短くした場合ですと、例えば中学校では中体 連で全国大会に進んだ場合、授業に影響する可能性も考えられます。
- ○針山委員 国ではこれまでも休日が増える傾向にあり授業時間の確保にも影響しているところですので、対応していくためには一つの方策でなく複数の方策が必要だと思っています。 夏休みを短縮するのも一つの方策ですが、このことについて委員の皆さんのお考えがあればお願いします。
- ○長瀬委員 様々な角度から考えていくことが必要だと思います。後ほどの報告45にも若干かかわる部分もありそうですし、一つの方策でなく複数の視点から検討するのがよいのではないでしょうか。
- ○針山委員 ご質疑も尽きたようでありますから、以上で質疑を終結いたします。
- ○針山委員 それでは次に日程第9、報告45「児童生徒一人ひとりへの「確かな学力」の保障について」を事務局より報告願います。
- ○大森学校教育課長<資料に基づき説明>
- ○針山委員 長瀬委員より資料について報告いただきます。

- ○長瀬委員 <資料に基づき説明>
- ○針山委員事務局並びに長瀬委員の報告は終わりました。ご質疑等はございませんか。
- ○白田委員 私も中学生の子どもがいた時に、放課後の時間帯で先生に学習指導いただいた事がありましたがスクールバスでは帰宅できないため家族で送迎した経験があります。 家族で対応できる家庭はいいでですが全てがそう出来るとは限らないため、学校や 先生方にもうひと工夫していただき、正規の授業時間以外に行われる学習指導の時間がどの生徒でも受けられる時間帯に確保できると望ましいと思いました。

また保健相談員の配置については、通常学級だけで学ぶか通級指導教室を利用するかで悩まれていた方を知っていますが、保健相談員がいて大変助かったという話を聞きました。このような人材が教育現場に配置されていることは、子を持つ親として安心できることであり十分に配置されることを望みます。

- ○野崎委員 一人ひとりの確かな学力の保障については、前回の意見交換と今回の定例会で議題となっていますが、私達、教育委員として大事にしなければいけないことだと感じています。そのためには様々な方策が考えられ、PDCAサイクルで検証しながら複数のよりよい方策を考える必要があると思います。提案の中には、これまで意見交換した内容も含まれますが全く新たな発想の内容もあり、誰にも確かな学力を保障していくため個人的にもっと勉強して議論を深める必要があると感じています。
- ○打江委員 具体的な方策を示した提案ありがとうございます。学校では色々なことを学べま すが学習は最も基本的なことですが、今の学校には様々なことが求められています。 このような時は大切なことを見落としがちになるので、効果的な方策が行なえるよ う今後の議論を深めていきたいと思います。
- ○針山委員 ご質疑も尽きたようでありますから、以上で質疑を終結いたします。
- ○針山委員 次に「後援名義使用について」の報告をお願いします。
- ○西野教育総務課長 〈資料に基づき説明〉
- ○針山委員 事務局の報告は終わりました。ご質疑等はございませんか。
- ○針山委員 ご質疑もないようでありますから。以上で質疑等を終結します。
- ○針山委員 次に「文化財審議会への諮問事案の審議状況について」の報告をお願いします。
- ○中井文化財課長 <資料に基づき説明>

○針山委員 事務局の報告は終わりました。ご質疑等はございませんか。

○針山委員 ご質疑もないようでありますから。以上で質疑等を終結します。

その他に報告がありましたら順次報告願います。

(その他報告なし)

○針山委員 それでは、定例会の開催日時を決定したいと思います。

# (協議)

【1月22日 午後(時間調整)】

【2月28日 午後1時30分】

【3月29日 午後1時30分】

○針山委員 それでは以上を持ちまして、本日の議事日程が全部終了いたしましたので、本日の会議を閉じ、平成29年度第13回高山市教育委員会を閉会いたします。

午後0時30分閉会